

令和2年度 社会教育主事講習（資格付与講習）開催要項

国立大学法人 愛媛大学

1 目 的

本講習は、社会教育法（昭和24年法律第207号）第9条5の規定及び社会教育主事講習等規程（昭和26年文部省令第12号）に基づき実施するもので、社会教育主事の職務を遂行するために必要な専門的知識・技能を修得させ、社会教育主事となりうる資格を付与することを目的とする。

2 主 催 文部科学省

3 実施機関 国立大学法人愛媛大学

4 開催時期 令和2年8月3日(月)～令和2年8月28日(金)
※新型コロナウイルス感染拡大状況により、やむを得ず開催を中止する可能性がありますのでご承知おきください。

5 主 会 場 愛媛大学城北キャンパス 愛大ミュージズ，校友会館
〒790-8577 愛媛県松山市文京町3番

6 開催科目及び単位数

社会教育主事講習等規程(新規程)第3条の規定に基づき4科目，8単位を開設する。

※新型コロナウイルスの影響により，全日程終了前に講習を中止せざるを得なくなった場合，一部又は全ての単位認定が出来ない可能性があります。

また，一部の講習をTV会議システムやZoomなどのオンラインアプリを用いた非対面式で実施する可能性があります。(その場合の具体的な実施方法や実施講義等については，現在検討中)

7 講習科目，単位数及び講師等 別表1のとおり

8 募集人数 30人

9 日 程 別表2のとおり

10 受講者の居住地の範囲及び受講資格

(1)受講者の居住地の範囲 四国地区（愛媛県，高知県，徳島県，香川県）

(2)受講資格 社会教育主事講習等規程第2条の各号のいずれかに該当する者

【社会教育主事講習等規程第2条】

講習を受ける事ができる者は，次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1)大学に2年以上在学して62単位以上を修得した者，高等専門学校を卒業した者又は社会教育法の一部を改正する法律(昭和26年法律第17号。以下「改正法」という。)附則第2項の規定に該当する者（注1）

(2)教育職員の普通免許状を有する者

(3)2年以上法第9条の4第1号イ及びロに規定する職にあつた者又は同号ハに規定する業務に従事した者（注2）

(4)4年以上法第9条の4第2号に規定する職にあつた者（注3）

(5)その他文部科学大臣が前号に掲げる者と同等以上の資格を有すると認めた者（注4）

(注1)

旧大学令（大正7年勅令第388号）、旧高等学校令（大正7年勅令第389号）、旧専門学校令（明治36年勅令第61号）若しくは旧教員員養成諸学校官制（昭和21年勅令第208号）の規程による大学、大学予科、高等学校高等科、専門学校若しくは教員養成所学校又は文部科学省令で定めるこれらの学校に準ずる学校を卒業し、又は修了した者は大学に2年以上在学して62単位以上を取得した者とみなす。

(注2)

(1)社会教育法第9条の4第1号ロに規定する社会教育主事補の職と同等以上の職は次のとおりとする。

1. 文部科学省（文化庁及び国立教育政策研究所を含む。）、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第3項に規定する大学共同利用期間法人（以下単に「大学共同利用機関法人」という。）、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立文化財機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構及び独立行政法人国立青少年教育振興機構において社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事務に従事する者の職
2. 地方公共団体の教育委員会（事務局及び教育機関を含む。以下同じ。）において社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事務に従事する者の職
3. 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。）において社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事務に従事する者の職
4. 社会教育施設において社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事務に従事する者の職
5. 図書館法（昭和25年法律第118号）第4条に規定する司書の職
6. 博物館法（昭和26年法律第285号）第4条第4項に規定する学芸員の職
7. 社会教育関係団体において社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事務に従事する者（常時勤務する者に限る。）の職であつて、文部科学大臣が(1)の1から(1)の3に掲げる職に相当すると認めた職
8. その他文部科学大臣が(1)の1から(1)の7までに規定する職と同等以上と認めた職

(2)社会教育法第9条の4第1号ハに規定する社会教育に係る事業における業務であつて、社会教育主事として必要な知識又は技能の習得に資するものは次のとおりとする。

1. 国立教育政策研究所、大学共同利用機関法人、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立文化財機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本芸術文化振興階及び独立行政法人国立青少年教育振興機構が実施する社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事務に従事する者の職

2. 地方公共団体の教育委員会が実施する社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事業の企画及び立案並びに当該事業において実施される学習又は諸活動の指導
3. 大学等が実施する社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事業の企画及び立案並びに当該事業において実施される学習又は諸活動の指導
4. 社会教育施設が実施する社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事業の企画及び立案並びに当該事業において実施される学習又は諸活動の指導
5. 社会教育関係団体が実施する社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事業の企画及び立案並びに当該事業において実施される学習又は諸活動の指導
6. 独立行政法人国際協力機構法（平成 14 年法律第 136 号）第 13 条第 1 項第 3 号に規定する国民等の協力活動
7. その他文部科学大臣が(2)の 1 から(2)の 6 までに規定する業務と同等以上と認めた業務

(注 3)

社会教育法第 9 条の 4 第 2 号に規定する教育に関する職は次のとおりとする。

1. 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校の学長，校長（園長を含む。），副校長（副園長を含む。），副学長，学部長，教授，准教授，助教，講師（常時勤務する者に限る。），教頭，主幹教諭，指導教諭，教諭，助教諭，養護教諭，養護助教諭，栄養教諭，実習助手，寄宿舎指導員，事務職員（常時勤務する者に限り，単純な労務に雇用される者を除く。）及び学校栄養職員（学校給食法（昭和 29 年法律第 160 号）第 7 条に規定する職員のうち栄養の指導生及び管理をつかさどる主幹教諭並びに栄養教諭以外の者をいい，同法第 6 条に規定する施設の当該職員を含む。）の職
2. 学校教育法第 124 条に規定する専修学校の校長及び教員の職
3. 少年院法（昭和 23 年法律第 169 号）第 1 条に規定する少年院又は児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 44 条に規定する児童自立支援施設において教育を担当する者の職
4. その他文部科学大臣が(3)の 1 から(3)の 3 までに規定する者の職と同等以上と認めた職

(注 4)

社会教育主事講習等規程（昭和 26 年法文省令第 12 号）第 2 条第 5 号の規程に基づき，社会教育主事講習を受けることができる者として文部科学大臣の認める者は，社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 9 条の 4 第 1 号に掲げる職及び業務に相当する職及び業務に 4 年以上従事した者とする。

11 受講申込の方法

- (1) 受講申込者は，下記の書類を整え 6 月 24 日（水）までに，居住地の県教育委員会に提出すること。
 - ① 受講申込書（様式 1）
 - ② 受講資格を証明する関係書類
卒業・修了証明書（卒業又は修了証書の写し可），教育職員の普通免許状の写し，所属長の勤務証明書（様式 2）等）

（注）卒業又は修了証明書，教育職員普通免許状の写しは，所属長又は所轄長の原本と相違ない旨の証明つきのものであること。

 - ③ 履 歴 書（様式 3）

- ④受講承認書（様式4）（所属長の受講承認書。大学在学者については本様式を用いて、指導教員等の受講承認を得てください。）
- ⑤社会教育現地演習（グループ別演習）グループ希望調査票（様式5）
- ⑥単位修得認定申請書（様式6）（科目代替の認定を希望する者。詳細は、「13 科目代替について」を参照してください。）
- ⑦単位修得証明書（様式7）（科目代替の認定を希望する者）
- ⑧分割受講証明書（様式8）（過去に分割で講習科目を受講した者）
- ⑨返信用封筒〔角形2号（33.3 cm×24.1 cm）に、自己の宛先（住所、氏名、郵便番号）を記入の上、210 円切手貼付のこと。〕

- (2) 県教育委員会は、上記の書類により受講資格の有無を審査し、とりまとめの上、受講申込者一覧表を添えて7月6日(月)までに必着するよう提出すること。

提出先：〒790-8577 松山市文京町3番
愛媛大学教育学生支援部教育企画課総務チーム

12 分割受講について

年度内及び年度を超えて分割受講を認める。分割区分は、以下のとおりとする。

- (1)「生涯学習概論 2単位」
- (2)「生涯学習支援論 2単位」
- (3)「社会教育経営論 2単位」
- (4)「社会教育演習 2単位」

ただし、社会教育演習を分割受講しようとする者にあつては、当該講習をもって、社会教育主事の資格を取得する場合に限る。

なお、講習内容の体系的な理解・修得のため、原則として全科目の一括履修が望ましい。また、分割受講の際は、上記の(1)から(4)の順序で履修することが望ましい。

13 科目代替について

次の①又は②に掲げるものについては、「生涯学習概論 2単位」の単位修得に代替することができる。

- ① 放送大学において修得した社会教育主事講習対応科目の単位。
- ② 大学において修得した社会教育主事講習相当科目の単位。

※代替を認める科目は、省令科目「生涯学習概論」

14 受講者の決定

実施機関が運営委員会の意見を聴いて決定する。

(注1) 受講者の決定に必要な書類等で不備な点がある場合は、審査対象から除外することがある。

(注2) 受講許可証は、7月中旬～下旬に本人あてに発送するとともに、県教育委員会にも受講許可者名を通知する。

15 受講者の集合日時及び場所

受講者は、必ず8月3日(月)10時30分から10時50分までに、愛媛大学校友会館2階サロンに集合し、受講許可証を受付に提示すること。

16 受講に要する経費

受講料は徴収しない。ただし、受講に要する経費（教材・資料費、交通費、食費、宿泊費、

研究集録印刷費)は、受講者の負担とする。

※新型コロナウイルスの影響により講習が中止となった場合の交通機関、宿泊場所等のキャンセル料は、受講者の負担となります。

17 講習期間の交通手段について

受講者の駐車スペースはないので、公共の交通機関をご利用ください。自転車及びバイクでの来学の必要がある場合は、近隣の有料駐輪場等を利用願います。

18 傷害保険について

社会教育主事講習期間中の事故や怪我に備え、傷害保険に加入するなど各自の責任で万全を期すること。

19 宿泊について

宿泊の斡旋は行いません。

20 個人情報の取扱について

提出された書類等に記載された氏名、住所、電話番号等の個人情報は、下記の目的に限り利用します。

- (1) 愛媛大学における社会教育主事講習の実施に関する業務
- (2) 各県教育委員会において、履修認定等に必要と認める場合

21 その他

(1) 本講習に関する問い合わせ先

○愛媛大学教育学生支援部教育企画課総務チーム (TEL:089-927-9152)

○愛媛県教育委員会社会教育課社会教育グループ (TEL:089-912-2933)

(2) 新型コロナウイルス感染予防対策を徹底のうえ実施しますが、感染拡大状況により、やむを得ず開催を中止する可能性があります。中止とする場合は関係各位宛てに適宜通知、連絡します。

(別表1)

令和2年度 社会教育主事講習(資格付与講習) 講習科目名, 単位数及び講師等

科目名	単位数	内容・テーマ	配当時間数	実施方法	講師予定者の職・氏名	
生涯学習概論	2	生涯学習と古典文学	30	2.0	講義	愛媛大学教授 小助川 元太
		生涯学習の理念と生涯学習社会の構築		4.0	講義	愛媛大学准教授 山田 誠
		社会教育の意義と社会教育主事の役割		4.0	講義	人間牧場主・年輪塾々長 若松 進一
		社会教育史		2.0	講義	愛媛大学名誉教授 山本 久雄
		社会教育に関する法令		2.0	講義	愛媛大学名誉教授 山本 久雄
		社会教育関係団体と指導者の役割(1)		2.0	講義	NPO法人 愛媛県レクリエーション協会理事・事務局長 松木 紀子
		社会教育関係団体と指導者の役割(2)		2.0	講義	ボーイスカウト愛媛県連盟長・松山市青少年育成市民会 議顧問 宮内 正民
		社会教育における個人と社会		4.0	講義	広島大学大学院教育学研究科 准教授 杉田 浩崇
		学校・家庭・地域の連携・協働と 社会教育の役割		4.0	講義	愛媛大学特定教授 遠藤 敏朗
		生涯学習推進施策の動向		4.0	講義	文部科学省担当官
生涯学習支援論	2	学習集団形成と学習支援方法	30	4.0	講義・演習	愛媛大学教授 白松 賢
		学習情報提供・学習相談		2.0	講義	愛媛県生涯学習センター・えひめ青少年ふれあいセン ター 課長 寺尾 和博
		青少年の理解と学習支援		4.0	講義	愛媛大学准教授 尾川 満宏
		成人の理解と学習支援		4.0	講義	愛媛大学准教授 山田 誠
		障害者の理解と学習支援		2.0	講義	愛媛大学教授 加藤 哲則
		高齢者の理解と学習支援		2.0	講義	西条市役所市民生活部人権擁護課長 近藤 誠
		学習課題の把握と学習プログラムの編成		4.0	講義・演習	西予市立野村小学校教諭 二宮 伸司
		人権教育と生涯学習支援		2.0	講義	愛媛県教育委員会事務局 人権教育課社会啓発係長 河淵 陽子
		防災教育と生涯学習支援		2.0	講義	愛媛大学准教授 二神 透
		参加型学習を進めるための ファシリテーション実践		4.0	講義・演習	愛媛大学教授 前田 眞
社会教育経営論	2	教育問題と地域づくり	30	4.0	講義	愛媛大学特命教授 太田 佳光
		社会教育における地域人材の育成		2.0	講義	久米公民館事業推進委員長・ 地域教育実践ネットワークえひめ事務局 仙波 英徳
		社会教育行政の経営戦略		2.0	講義	愛媛県教育委員会事務局社会教育課 社会教育グループ担当係長 社会教育主事 中尾 治司
		社会教育行政と地域活性化		2.0	講義	新居浜市生涯学習センター 所長 関 福生
		公民館の経営戦略		2.0	講義	新居浜市生涯学習センター 所長 関 福生
		学習成果の評価と活用の実際		4.0	講義	愛媛大学准教授 藤原 一弘
		社会教育経営における広報戦略		2.0	講義	松山市青少年育成市民会議 事務局長・ 松山市社会教育委員 西川 暁
		公共図書館の経営戦略		2.0	講義	愛媛県立図書館 館長 願成寺 優
		社会教育を推進する地域ネットワークの形成		4.0	講義	愛媛大学教授 露口 健司
		博物館の経営戦略と学芸員の役割		4.0	講義	愛媛大学准教授 徳田 明仁
NPOの経営戦略	2.0	講義	NPO法人えひめグローバルネットワーク 代表理事 竹内 よし子			
社会教育演習	2	社会教育現地演習	70	20.0	演習	※現地演習担当は別紙のとおり
		社会教育グループ別演習		50.0	演習	愛媛大学教授 白松 賢 愛媛大学特定教授 遠藤 敏朗 愛媛大学准教授 山田 誠 愛媛大学准教授 尾川 満宏 愛媛大学准教授 藤原 一弘 愛媛大学准教授 高橋 平徳 愛媛大学准教授 徳田 明仁

(別紙)

令和2年度社会教育主事講習現地演習

日 程:8月11日(火)~8月13日(木)

開講方法:現地でのグループ別合宿研修 2泊3日(20時間)

演習グループ	実施地域	配当時間数	各教育事務所担当者	愛媛大学 担当者
			各市町教育委員会担当者	
地域資源の活用と 地域づくり	新居浜市	20	東予教育事務所 社会教育課 課長 毛利 雅彦	愛媛大学 准教授 尾川 満宏
			東予教育事務所 社会教育課 社会教育主事 山中 健司	
			新居浜市教育委員会 社会教育課 社会教育係長 高田 勇己	愛媛大学 准教授 藤原 一弘
公民館活動の 活性化と文化財 資源の活用	松山市	20	中予教育事務所 社会教育課 課長 森脇 和夫	愛媛大学 准教授 山田 誠
			松山市教育委員会 地域学習振興課 主幹 毛利 雄一郎	
人が育つ 人を育てる 社会教育	内子町・大洲市・ 伊方町	20	南予教育事務所 社会教育課 課長 西川 浩司	愛媛大学 教授 白松 賢
			内子町教育委員会 学校教育課 課長補佐 谷水 健二 大洲市教育委員会生涯学習課 課長補佐(兼)生涯学習係長 石家 清	

(別表2)

令和2年度社会教育主事講習日程表

	1 時 限 (8:45 ~ 10:15)	2 時 限 (10:30 ~ 12:00)	3 時 限 (13:00 ~ 14:30)	4 時 限 (14:45 ~ 16:15)	5 時 限 (16:30 ~ 18:00)
8月 3日(月)		10:30 受付 11:00 開講式 11:30 オリエンテーション	〔生涯学習概論〕 生涯学習と古典文学 (小助川 元太)	〔社会教育演習〕 グループ別演習 (1)	〔社会教育演習〕 グループ別演習 (2)
4日(火)	〔生涯学習概論〕 生涯学習の理念と生涯学習社会の構築 (山田 誠)		〔生涯学習概論〕 社会教育の意義と社会教育主事の役割 (若松 進一)		〔社会教育演習〕 グループ別演習 (3)
5日(水)	〔生涯学習概論〕 社会教育史 (山本 久雄)	〔生涯学習概論〕 社会教育に関する法令 (山本 久雄)	〔生涯学習概論〕 社会教育関係団体と指導者の役割(1) (松木 紀子)	〔生涯学習概論〕 社会教育関係団体と指導者の役割(2) (宮内 正民)	〔社会教育演習〕 グループ別演習 (4)
6日(木)	〔生涯学習概論〕 社会教育における個人と社会 (杉田 浩崇)		〔生涯学習概論〕 学校・家庭・地域の連携・協働と社会教育の役割 (遠藤 敏朗)		〔社会教育演習〕 グループ別演習 (5)
7日(金)	〔生涯学習支援論〕 学習集団形成と学習支援方法 (白松 賢)		〔社会教育演習〕 グループ別演習 (6)	〔社会教育演習〕 グループ別演習 (7)	
8日(土)	(休 講)		(講)		
9日(日)	(休 講)		(講)		
10日(月)	(休 講)		(講)		
11日(火)					〔社会教育演習〕 社会教育現地演習 (4時間)
12日(水)	〔社会教育演習〕 社会教育現地演習(2泊3日20時間) (8時間)				
13日(木)	〔社会教育演習〕 社会教育現地演習 (8時間)				
14日(金)		〔社会教育演習〕 グループ別演習 (8)	〔社会教育演習〕 グループ別演習 (9)	〔社会教育演習〕 グループ別演習 (10)	
15日(土)	(休 講)		(講)		
16日(日)	(休 講)		(講)		
17日(月)		〔生涯学習支援論〕 学習情報提供・学習相談 (寺尾 和博)	〔社会教育演習〕 グループ別演習 (11)	〔社会教育演習〕 グループ別演習 (12)	〔社会教育演習〕 グループ別演習 (13)
18日(火)	〔生涯学習支援論〕 青少年の理解と学習支援 (尾川 満宏)		〔生涯学習支援論〕 成人の理解と学習支援 (山田 誠)		〔社会教育演習〕 グループ別演習 (14)
19日(水)	〔生涯学習支援論〕 障害者の理解と学習支援 (加藤 哲則)	〔生涯学習支援論〕 高齢者の理解と学習支援 (近藤 誠)	〔生涯学習支援論〕 学習課題の把握と学習プログラムの編成 (二宮 伸司)		〔社会教育演習〕 グループ別演習 (15)
20日(木)	〔生涯学習支援論〕 人権教育と生涯学習支援 (河淵 陽子)	〔生涯学習支援論〕 防災教育と生涯学習支援 (二神 透)	〔生涯学習支援論〕 参加型学習を進めるためのファシリテーション実践 (前田 眞)		〔社会教育演習〕 グループ別演習 (16)
21日(金)	〔社会教育経営論〕 教育問題と地域づくり (太田 佳光)		〔社会教育経営論〕 社会教育における地域人材の育成 (仙波 英徳)	〔社会教育演習〕 グループ別演習 (17)	
22日(土)	(休 講)		(講)		
23日(日)	(休 講)		(講)		
24日(月)		〔社会教育経営論〕 社会教育行政の経営戦略 (中尾 治司)	〔社会教育経営論〕 社会教育行政と地域活性化 (関 福生)	〔社会教育経営論〕 公民館の経営戦略 (関 福生)	〔社会教育演習〕 グループ別演習 (18)
25日(火)	〔社会教育経営論〕 学習成果の評価と活用の実際 (藤原 一弘)		〔社会教育経営論〕 社会教育経営における広報戦略 (西川 暁)	〔社会教育経営論〕 公共図書館の経営戦略 (願成寺 優)	〔社会教育演習〕 グループ別演習 (19)
26日(水)	〔社会教育経営論〕 社会教育を推進する地域ネットワークの形成 (露口 健司)		〔社会教育演習〕 グループ別演習 (20)	〔社会教育演習〕 グループ別演習 (21)	〔社会教育演習〕 グループ別演習 (22)
27日(木)	〔社会教育経営論〕 博物館の経営戦略と学芸員の役割 (徳田 明仁)		〔社会教育経営論〕 NPOの経営戦略 (竹内 よし子)	〔社会教育演習〕 グループ別演習 (23) 発表会	〔社会教育演習〕 グループ別演習 (24) 発表会
28日(金)		〔社会教育演習〕 グループ別演習 (25) まとめ	〔生涯学習概論〕 生涯学習推進施策の動向 (文部科学省担当官)		16:25 閉講式
29日(土)					
30日(日)					
31日(月)					

(様式1)

社会教育主事講習(資格付与講習)受講申込書

令和 年 月 日

国立大学法人 愛媛大学長 殿

氏 名 印

令和2年度社会教育主事講習を受講したいので、受講資格を証明する関係書類を添えて、下記により申し込みます。

記

ふりがな 氏 名 (旧 姓)		生 年 月 日	年 月 日	満 歳
現 住 所	(〒 -) 連絡先(TEL: - -) / 緊急連絡先(TEL: - -) (E-mail:)			
所 属 先	名 称	(勤務先:)		
	職 名		常勤・非常勤の別	
	所在地	(〒 -)		
	連絡先	TEL	FAX	
	E-mail			
受講希望科目 ※受講希望欄に ○印をすること	科 目	単 位	受 講 希 望 欄	
	生涯学習概論	2		
	生涯学習支援論	2		
	社会教育経営論	2		
	社会教育演習	2		
単位修得の認定を受けた科目及び単位		単位修得の認定を希望する科目及び単位		
受 講 資 格	社会教育主事講習等規程第2条の第 号に該当			
最 終 学 歴				
職 歴 (資格関係分)	自 年 月	至 年 月	(年 月)	
	自 年 月	至 年 月	(年 月)	
	自 年 月	至 年 月	(年 月)	
	自 年 月	至 年 月	(年 月)	
	自 年 月	至 年 月	(年 月)	

※勤務先は所属先と異なる場合に記入してください。例:〇〇会社(勤務先:〇〇図書館)

(備考)

- 「単位修得の認定を受けた科目及び単位」の欄には、社会教育主事講習等規程第3条の規定による社会教育主事講習修了に必要な科目のうち、既に修得している講習の科目及び単位、又は同規程第7条第2項及び第3項の規定により、実施機関の長から単位修得の認定を受けた科目及び単位を書くこと。その場合、単位の認定を証明する関係書類(様式8)を添付すること。
- 「単位修得の認定を希望する科目及び単位」の欄には、新たに実施機関の長から単位修得の認定を希望する科目及び単位(様式6の表第3欄に記載するもの)を記入すること。
- 受講資格を証明する関係書類は、卒業又は修了証明書、教育職員の普通免許状の写し、所属長の勤務証明書等とする。
- 旧姓については、提出書類と現氏名が異なる場合に記入してください。

(注)卒業又は修了証明書、教育職員普通免許状の写しは、所属長又は所轄長の原本と相違ない旨の証明つきのものであること。

(様式2)

勤 務 証 明 書

氏 名

生年月日

上記の者は、本

に下記のとおり勤務していたことを証明する。

記

期 間	職 名	職 務 内 容
自 年 月 至 年 月 (年 カ月)		
自 年 月 至 年 月 (年 カ月)		
自 年 月 至 年 月 (年 カ月)		
自 年 月 至 年 月 (年 カ月)		
自 年 月 至 年 月 (年 カ月)		

令和 年 月 日

所属長職・氏 名

印

(注意)

- 1 この証明書は、社会教育主事講習等規程第2条の第3, 第4, 第5号該当者のみ添付すること。
- 2 職名の欄には、発令されたとおりの職名を記入すること。
- 3 職務内容の欄には、従事した職務の内容を具体的に記入すること。

(様式3)

履 歴 書

令和 年 月 日現在

ふりがな			写 真
氏 名	印		
生年月日	年 月 日(満 歳)	男性・女性	
現住所	(〒 -) Tel(- -)		
連絡先	現住所以外に連絡を希望する場合のみ記入 (〒 -) Tel(- -)		
年 月 日	最 終 学 歴		
年 月 日	職 歴		
年 月 日	免 許 ・ 資 格 等		

愛媛大学

(備考) 本用紙に記入できない場合は、用紙を追加し、裏面に貼り付けること。

(様式4)

受講承認書

令和 年 月 日

国立大学法人 愛媛大学長 殿

所 属

職 名

氏 名

印

下記の者が、令和2年度愛媛大学社会教育主事講習を受講することについて承認します。

記

勤 務 先	職 名	氏 名

(様式5)

居住地県名

県

社会教育現地演習(グループ別演習)グループ希望調査票

勤務先

現職

氏名

印

演習グループ	実施地域	指導者・職・氏名	希望順位
地域資源の活用と地域づくり	新居浜市	東予教育事務所 社会教育課 課長 毛利 雅彦 東予教育事務所 社会教育課 社会教育主事 山中 健司 新居浜市教育委員会 社会教育課 社会教育係長 高田 勇己 愛媛大学准教授 尾川 満宏 愛媛大学准教授 藤原 一弘	
公民館活動の活性化と文化財資源の活用	松山市	中予教育事務所 社会教育課 課長 森 脇 和 夫 松山市教育委員会 地域学習振興課 主幹 毛利 雄一朗 愛媛大学准教授 山田 誠 愛媛大学准教授 徳田 明仁	
人が育つ人を育てる社会教育	内子町・大洲市・伊方町	南予教育事務所 社会教育課 課長 西川 浩司 内子町教育委員会 学校教育課 課長補佐 谷水 健二 大洲市教育委員会生涯学習課 課長補佐(兼)生涯学習係長 石家 清 愛媛大学教授 白松 賢 愛媛大学准教授 高橋 平徳	

(備考)

- 1 「社会教育主事講習受講申込書」関係書類と同時に提出すること。
 - 2 第1希望から第3希望まで記入すること。
 - 3 グループ分けは、受講者の希望順位、各演習グループの受入可能人数等を総合的に考慮して行う。
 - 4 希望が特にない場合は、記入せず提出してもよい。
- (この調査票は、受講者の演習グループ分けをする際の調整用資料として利用するものである。)

(様式6)

社会教育主事講習単位修得認定申請書

下記の表第4欄に掲げる事由を証する書類を添えて次のとおり申請いたします。

令和 年 月 日

国立大学法人 愛媛大学長 殿

氏名

印

ふりがな 1 氏名		生年月日	年 月 日
2 住所	(〒 -)		
3 認定を希望する 科目及び単位数			
4 申請事由及び 適用条件			
5 備考			

(注) 第4欄に掲げる事由を証明する書類について
開催要項「13科目代替について」の(P.4)①または②の場合,単位修得証明書(様式7)を添付すること。

(様式7)

社会教育主事講習相当科目単位修得証明書

大学・学部・学科等

氏 名

生年月日

上記の者は、社会教育主事講習相当科目の単位を下記のとおり修得していることを証明します。

記

省 令 科 目		大 学 開 設 科 目	
科 目	単位数	該 当 科 目	単位数
生涯学習概論	4		

令和 年 月 月

証明者職・氏名

印

(様式8)

社会教育主事講習分割受講証明書

氏 名

生年月日

上記の者は、社会教育主事講習の単位を次のとおり修得していることを証明します。

(科 目 名)

(単位数)

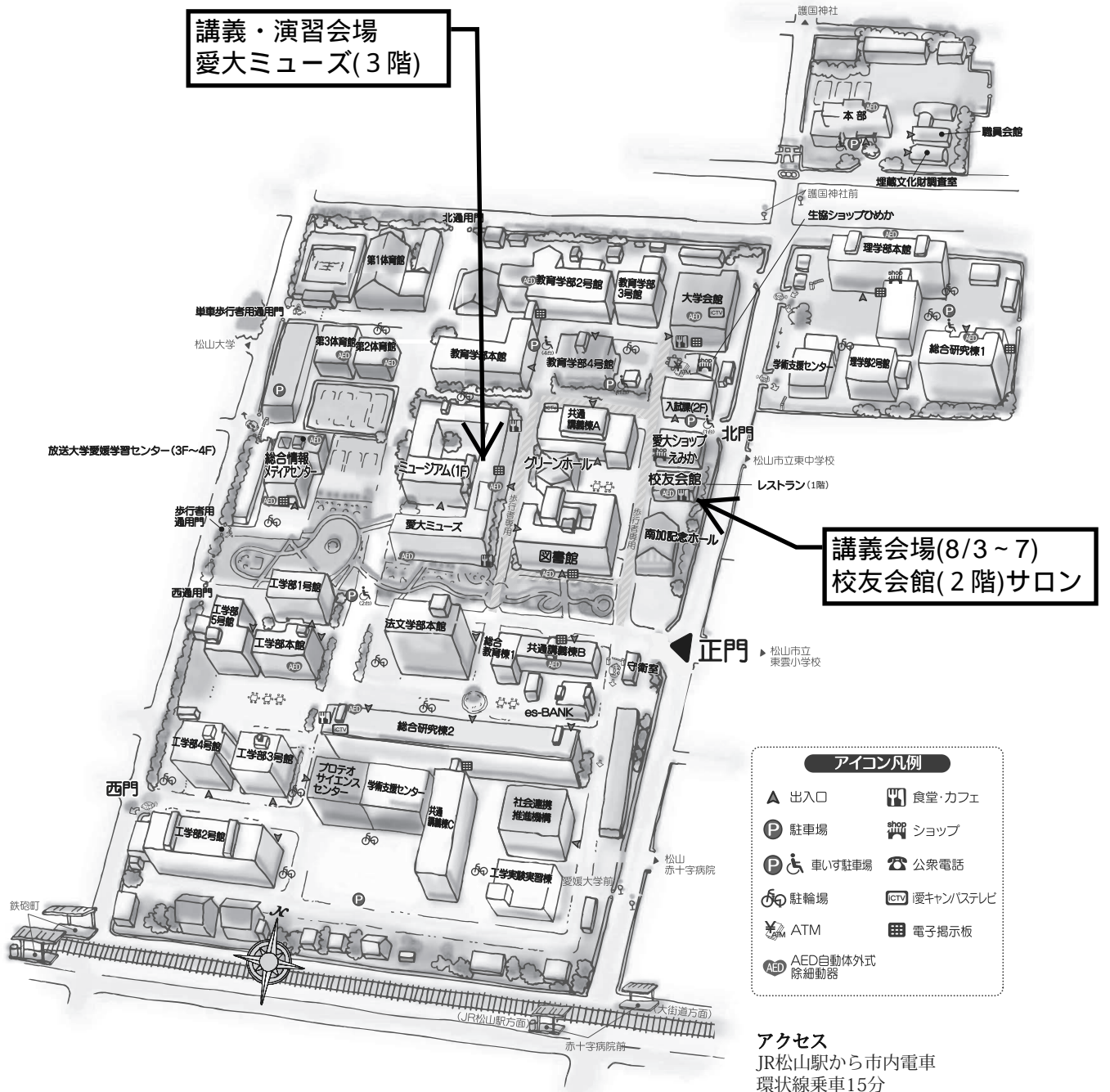
(修得年度)

令和 年 月 日

実施機関

印

愛媛大学 城北キャンパス (キャンパス案内マップ)



2019.4.1より全てのキャンパスにおいて全面禁煙になりました。ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

